

新型コロナウイルス感染症緊急貸付信用保証料補助金交付要綱

令和2年4月1日中企第2139号

(通則)

第1条 新型コロナウイルス感染症緊急貸付信用保証料補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号、以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱で定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、売上や顧客の激減、事業の緊縮や休業等により経営に支障を来している中小企業者等に対し、緊急的な資金の融資の円滑化を図るため、北海道信用保証協会の保証を付して融資を受ける中小企業者等（中小企業総合振興資金融資要領（令和2年(2020年)3月30日中企第2098号。以下「融資要領」という。）第2に定める中小企業者等をいう。以下同じ。）に対し、信用保証料の全部又は一部を補助することにより、保証料負担の軽減を図り、もって経営の安定及び今後の業況の回復・発展に資する。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

- 1 融資要領に基づき、北海道信用保証協会の信用保証付きで経済環境変化対応資金（新型コロナウイルス感染症緊急貸付に限る。）の融資を受け、中小企業者等が金融機関を経由して北海道信用保証協会に対し支払う信用保証料とし、市町村等から補助金等の交付を受ける場合は、その補助金等の額を控除した額とする。
- 2 前項の融資は、令和2年4月1日から令和2年9月30日までに融資実行されたものに限る。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者は、前条の信用保証料を支払う中小企業者等とする。

(補助金の算定方法)

第5条 補助金の額は、第3条に定める補助対象経費の額に、別表の左欄に掲げる補助対象者ごと、それぞれ同表の右欄に掲げる補助率を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金交付申請書（経済第51号様式（平成25年北海道告示第10329-22号に定める様式をいう。以下同じ。））に次の書類を添えて、信用保証料支払の日から30日以内に、知事へ提出しなければならない。

- (1) 別記様式（信用保証料の支払に係る金融機関の受領証明書）
- (2) 融資要領第6に定める「あっせん申込み」にあつては、融資要領別紙共通第1号様式（北海道中小企業総合振興資金融資あっせん申込書）（あっせん機関の押印があるものに限る。）の写し、「直接申込み」にあつては、融資要領別紙共通第2号様式（北海道中小企業総合振興資金融資申込書）の写し
- (3) 融資要領別紙第8号様式（新型コロナウイルス感染症緊急貸付の融資に係る調書）
- (4) 中小企業信用保険法第2条第5項又は同法第2条第6項の規定に基づく市町村長の認定を受けている場合は、市町村長の認定書の写し
- (5) 北海道信用保証協会が発行する「信用保証決定のお知らせ」及び「信用保証書」の写し

(交付の決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条に基づく補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、別記指令文により通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 知事は、補助金を交付する場合は、別記指令文に定める交付条件のほか、次条及び第13条に定める条件を付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後、第3条第1項に規定する融資に関し繰上償還を行い北海道信用保証協会から信用保証料の返戻を受けたとき、又は補助対象経費に対し市町村等から補助金等の交付を受けたときは、速やかにその旨を別記指令文別記様式により知事に報告しなければならない。

(繰上償還を行った場合の取扱い)

第10条 知事は、前条に基づき、補助金の交付を受けた中小企業者等から繰上償還を行った旨の報告があった場合は、交付した補助金の額から、第3条第1項に規定する融資に際し、北海道信用保証協会に支払う信用保証料から繰上償還により北海道信用保証協会から返戻された額を控除した上で、第5条に基づき再算定した補助金の額を差し引いた額について、補助金の交付を受けた中小企業者等に対し返還を命ずるものとする。

(交付決定後に市町村等の補助を受けた場合の取扱い)

第11条 知事は、第9条に基づき、補助金の交付を受けた中小企業者等から市町村等から補助金等の交付を受けた旨の報告があった場合は、市町村等補助額を控除した上で、第5条に基づき再算定した補助金の額を差し引いた額(ただし、道が交付した補助金の額を上限とする。)について、返還を命ずるものとする。

(条件変更を行った場合の取扱い)

第12条 第3条に規定する信用保証料の補助の対象となった融資について、融資要領取扱細目5に基づく融資条件の変更を行い、当該条件変更により新たに北海道信用保証協会に支払うこととなった信用保証料については、補助対象外とする。

(関係書類の保存)

第13条 補助金の交付を受けた中小企業者等は、当該補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした書類を整備し、かつ、これらの書類を当該信用保証に係る融資を完済した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行日以前に第3条第1項に規定する融資を受け、信用保証料を支払った中小企業者等における補助金の交付申請の提出期限については、第6条の規定にかかわらず、令和2年10月30日までとする。

別 表 (第5条関係)

補助対象者	補助率
融資要領第2に定める小規模企業者であって、第3条第1項に規定する融資の要件で定める売上高等減少の基準が15%以上であるもの	10分の10
上記以外の中小企業者等	3分の1